

別表 1

緊急自動車等の種類

関係条文		種 類		指定・届出別
道路 交通 法 施行 令 第 13 条 第 1 項	第 1 号	消防用自動車		届出対象 (特別な構造・装置)
	第 1 号の 2	救急用自動車		
	第 1 号の 3	消防用自動車		指定対象
	第 1 号の 4	応急手当出動用大型又は普通自動二輪車		
	第 1 号の 5	医師派遣用自動車		
	第 1 号の 6	ホスピスカー(在宅医療緊急往診用自動車)		
	第 1 号の 7	警察用自動車		
	第 2 号	自衛隊用自動車		
	第 3 号	検察用自動車		
	第 4 号	刑務所、矯正施設用自動車		
	第 5 号	入国者収容所、入国管理局用自動車		
	第 6 号	公益事業に伴う 応急作業用自動車	電気事業用	
			ガス事業用	
			水道(上下水)事業用	
			鉄道事業用	
			電信、電話事業用	
			路上障害物排除作業用(JAF等)	
	第 7 号	水防機関用自動車		
	第 8 号	血液運搬用自動車		
	第 8 号の 2	臓器等応急運搬用自動車		
	第 9 号	道路管理応急作業用自動車		
	第10号	不法電波探査用自動車		
	第11号	交通事故調査分析センター使用自動車		
	第12号	原子力防災車		

別表 2

関係法令	種 類	使用者
道路交通法施行令 第13条第1項 第1号	届出対象 消防機関が消防のために必要な特別な構造又は装置を有するもの ----- ポンプ車、はしご車、水槽車、化学車、放水塔車 空中作業車、排煙車、高発泡車照明車、電源車 林野火災工作車、空気充填車、ポンプ積載車 資機材搬送車、泡原液搬送車、高所放水車 放水砲車、消化剤投入車、無線車、破壊工作車 救助工作車、レスキュータワー車、耐熱救難車 耐煙救出車、震災救援車、多重情報車、震災工作車 など	消防機関
道路交通法施行令 第13条第1項 第1号の3	指定対象 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(消防のための特別の構造又は装置を有しないもの) ※ 車両を赤色に塗色しサイレンを付けただけのような車両をいう ----- 司令車、先行車、人員搬送車、支援車、広報車など	消防機関

別表 3

(2) 道路維持作業用自動車

道路交通法施行令第14条の2に掲げる道路維持作業用自動車の種類は、次のとおりである。

関係条文		種 類	指定・届出別
道 路 交 通 法 施 行 令 第 14 条 2	第1号	道路の維持・修繕 又は 道路標示を設置 特別な構造 又は 特別な装置を有する を有する自動車で、その自動車を使用する者が、公安委員会に届出たもの コンクリート破碎車、舗装破碎車、路面切削機、路面補修車 トンネル清掃車、路面清掃車、側溝清掃車、散水車 ガードレール清掃車、草刈車、剪定車、配水管清掃車 橋梁点検車、交通規制車、ラインマーカー車、発電車、投光車 大気汚染調査車、凍結防止剤散布車、除雪車 (ショベルローダ、タイヤドーザ、ロータリー車) など	届出対象
	第2号	道路管理者が道路の損傷箇所等の発見に使用する自動車で、総理府例で定める塗色をしたもの。 ※ 道路管理者以外の方は、道路管理者と協定又は業務委託契約を交わしていることを要する。 (道路パトロール車) - 車体の色は黄色 - 車体の両側面及び後面に、幅15cmの帯状の白線が塗装されていること。	指定対象

※ 特別な構造を有しないユニック及びダンプや等については、原則として道路維持作業用自動車の特例を受けることができません。

詳しくは、秋田県警察本部交通企画課又は最寄りの警察署交通課窓口担当者までお問い合わせください。